

第7期奥出雲町障がい福祉計画・ 第3期奥出雲町障がい児福祉計画

「障がい福祉計画」とは？

障がいのある方や障がいのある子どもさんが、安心して日常生活や社会生活を営むことのできる地域づくりに必要な事項を定める計画です。自立した日常生活や就労に向けたサービスの数値目標など、制度の運用や方策の推進、理念を定め、地域課題を解決するための方策を盛り込んでいます。

計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間です。

どうやって計画を立てたの？

町内の障がいのある方や障がいのある子どもさんの保護者の方にアンケート調査し、意向や要望を尋ねました。（調査対象者数：障がい者 406人、障がい児等 54人）

当事者の会や家族会、サービス提供事業所の代表者など関係者も含めて構成された策定委員会を3回開催し、それぞれの立場からのご意見をいただき、計画について協議しました。

策定委員会ですとまとめた計画案に対し、パブリックコメントを募集し、町民の皆さまからのご意見を伺い、最終的に計画を立てました。

奥出雲町には、障がいのある方はどのくらいいるの？

・手帳所持者のべ人数 : 928人（令和5年3月31日現在）

◆ 身体障害者手帳 : 670人

手帳等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数(人)	206	79	97	182	43	63	670

◆ 療育手帳 : 113人

手帳等級	A	B	合計
人数(人)	49	64	113

◆ 精神障害者保健福祉手帳 : 145人

手帳等級	1級	2級	3級	合計
人数(人)	19	93	33	145

奥出雲町の人口は、11,046人
障がいのある方は、町内に8.4%
いらっしゃいます。



ダイジェスト版

どのように計画を進めるの？

「PDCAサイクル」を導入し、総合支援協議会において計画の進行管理を行い、障がい者・障がい児施策やサービスの見込量、評価、達成状況の点検や効果的な計画の推進方法について協議を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

※「PDCAサイクル」とは、管理業務を円滑に進める手法

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的に管理し改善につなげる。（4段階の頭文字をつなげたもの）



計画の基本的な考え方は？

国が定めた「基本指針」と「基本的理念（障害者基本法第3条及び第4条）」を踏まえて策定しました。

《 障害者基本法第3条及び第4条 》

すべての障がい者（児）は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保護される権利を有する。

すべての障がい者（児）は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

何人も、障がい者（児）に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

◆基本的な考え方

1 障害福祉サービス利用における意思の尊重

障がいのある方や障がいのある子どもさん、保護者の方の意思を尊重し、必要とされる障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと過ごすことができるように、障害福祉サービスや相談支援などの体制整備を図ります。

2 それぞれの障がいのある方への制度の一元化

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、高次脳機能障がい、難病などいろいろな障がいがある方に対して、障害福祉サービスの制度を可能な限り一元化し、サービスの充実に取り組みます。

3 地域生活への移行推進

障がいのある方の自立を支援し、地域での生活の継続、就労等の課題に対応し、地域の社会資源を活用して、施設入所者の地域生活への移行をすすめます。

【問い合わせ先】

奥出雲町福祉事務所

福祉係

電話 54-2541